

吉岡町木造住宅耐震診断者派遣事業について

吉岡町では、次の対象建築物の耐震診断を行う診断者を**無料**で派遣しています。

昭和56年5月31日以前に建てられた建築物は耐震性が低い可能性があります。

対象建築物

- 町内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建ての住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの)ただし、貸家は除く
- 平屋建て又は2階建てで、在来軸組工法で建築されたもの

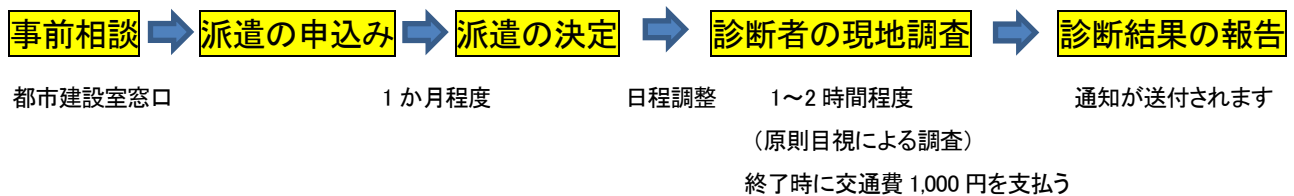
事業対象者

- 派遣対象建築物を所有し、居住している方
- 町税の滞納がない方

申請期間

- 5月から1月末(定員になり次第終了)

耐震診断の流れ



事前相談

住宅の状況によっては、派遣事業の対象とならない場合(建築基準法関係規定に適合していない等)がありますので、事前相談にお越しく下さい。

事前相談には、対象住宅の図面等(建築確認書)や全景外観写真などをお持ちください。

申込み

事前相談後に派遣事業の対象と判断された場合は、申込書に必要書類を添えて申請してください。

耐震診断の費用

耐震診断料・・・無料

診断者の交通費・・・1,000 円の個人負担があります。(※派遣診断者に直接お支払いいただきます。)
その他、町税完納証明書・固定資産税評価額証明書の証明料各 300 円、建築確認書の写し(図面)がない場合は図面作成費用の 10,000 円がかかります。

<裏面もご確認ください。>

耐震診断とは

耐震診断とは、建築物が大きな地震(震度6強程度)に耐えられるかどうかを診断するもので、以下の式により判定します。耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の場合は、建替えや耐震改修工事などの対策を検討しましょう。

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

保有耐力(建築物の現在の耐力)

$$\text{上部構造評点} = \frac{\text{保有耐力(建築物の現在の耐力)}}{\text{必要耐力(大地震に耐えるのに必要な耐力)}}$$

○この診断法は、大地震動での倒壊の可能性に関して診断を行うものです。

倒壊の可能性の有無については、建築基準法で想定している大地震動によって判断しています。

これは数百年に一度発生する地震(震度6強程度)の地震力に対して倒壊、崩壊しない程度のことをいいます。

○診断結果の「一応倒壊しない」、「倒壊しない」の場合は、住宅に被害が無いということではなく、建物に損傷を受けることはあっても、倒壊して人命が失われるほどの被害は受けないという意味となります。診断評点が1.0以上の場合でも建物が倒壊しないことを保証するものではありません。



○その他詳細については、広報及び吉岡町ホームページなどをご覧ください。

○診断者は、[\(一社\)群馬県建築士事務所協会](#)に登録された木造住宅耐震診断調査資格者です。

◇詐欺には十分ご注意ください。

最近、各地で便乗商法にともなうトラブルが発生しています。役場が行う耐震診断は、皆さまからの申し込みがなければ、ご自宅を訪問したり電話をしたりすることはありませんのでご注意ください。